



令和2年9月23日

各位

会社名 横浜魚類株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 良輔
(コード: 7443 東証 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理部部长 塚本 秋宏
(TEL. 045-459-3800)

債権の取立不能のおそれについて

当社の販売先である下田魚河岸急送株式会社が、令和2年2月17日付で破産手続開始の申立を行い、近く破産手続終了が予想されることから、同社に対する債権について下記のとおり取立不能のおそれが生じたので、お知らせいたします。

1. 債務者の名称等

(1) 名 称	下田魚河岸急送株式会社	
(2) 所 在 地	静岡県下田市中字赤間564番地の5	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 義次	
(4) 事 業 内 容	運送業並びに水産物卸売業	
(5) 資 本 金	10百万円	
(6) 当社との関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	直前年度の当社売上高はありません。

2. 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

令和2年2月17日 債務者並びにその連帯保証人が破産手続開始の申立をし、近日中に破産手続が終了する見込であること。

3. 債務者に対する債権の種類及び金額

債権の種類	金 額	純資産に対する割合
売掛金	159百万円 (令和2年3月31日現在)	7.8%

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

本債権につきましては、既に有税による貸倒引当金が全額計上されておりますので、当期の業績に及ぼす影響はありません。

以 上